

農業資材審議会
農業機械化分科会

平成 2 0 年 4 月

農林水産省

農業資材審議会
農業機械化分科会

平成20年4月9日（水）

9：55～12：13

農林水産省共用第10会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 挨拶
4. 議題
 - (1) 中間整理後の農業機械化対策の進捗状況について
 - (2) 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針について
 - (3) 平成20年度において型式検査を行う農機具の種類について
 - (4) その他
5. 閉会

○藤井課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回農業資材審議会農業機械化分科会を開催させていただきます。

私、本日の冒頭の進行を務めさせていただきます、生産技術課資材対策室の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様方には、ご多忙中のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は8名の委員の方のご出席をいただいております。分科会の委員定数は9名でございますので、審議会の規則により、定足数である2分の1以上を満たしていることを、まずご報告いたします。

また、本日は農業資材審議会に対し、2件の案件について諮問させていただくこととなっております。審議会規則によりまして本分科会の議決をもって審議会の議決とすることができると定められておりますので、申し添えておきます。

本日の分科会に関しましては、公開を原則として進めさせていただきますので、よろしくご了解をお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日ご出席の委員をご紹介します。

私の右手の方からご紹介させていただきますので、ご着席のままお聞き取りください。

まず、小田林委員でございます。

児玉委員でございます。

鈴木委員でございます。鈴木委員は本年2月に辞任されました篠原委員の後任として新たに委員に任命させていただいております。

納口委員でございます。

笹尾委員、分科会長でございます。

富樫委員でございます。

平林委員でございます。

佛田委員でございます。

なお、本日は、幡掛委員がご所用のため欠席となっております。また、佛田委員におかれましては、ご所用により途中で退席されるように伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、佐々木大臣官房審議官よりごあいさつを申し上げます。

○佐々木大臣官房審議官 審議官の佐々木でございます。

委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず当分科会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、我が国の食料自給率が40%を切る状況の中で、最近では小麦や、トウモロコシ、大豆等の国際価格が急上昇しているということでございます。その原因としては、いろいろ言われておりますが、中国やインドの人口超大国といわれるところの経済発展に伴う需要の急増、あるいは地球温暖化の影響など、様々な面がございますが、こうした中で、国内の農業生産から安定的に国民に対して農産物を供給していくことが、ますます重要になってきている状況にあると思います。

一方、国内の農業生産現場におきましては、必ずしも楽観できる情勢にはございません。高齢化が進展する中で、特に農業の体質の強化について早急な対応が必要となっております。生産性の向上あるいは低コスト化の実現など、イノベーションを通じて魅力ある農業を実現していくことが重要であり、農業機械が果たすべき役割についても、ますますその重要性を増してきているものと考えております。

こうした背景から、委員の皆様方には、昨年5月以降4回に渡りまして、本分科会において農業機械化対策の方向性について総合的にご検討いただき、9月には中間整理としまして取りまとめいただいたところでございます。農林水産省は、現在この中間整理に沿いまして予算措置を含めた各種対策を推進しております。本日の議事の中でも省エネ対策や安全対策の推進状況など、中間整理後における施策の推進状況等についてご報告申し上げることとしております。

また、中間整理に沿った対策にも関連いたしますが、農業機械化促進法に基づく基本方針の制定及び型式検査の対象機種の2点につきましては、本日、本分科会に対しまして農林水産大臣より諮問させていただくことを予定しております。

このうち、いわゆる緊プロ事業の対象機種等を定めております基本方針につきましては、9月以降開発ニーズや技術シーズの調査を進めるとともに、昨年12月と本年2月に学識経験者による小委員会を開催し、専門的な見地から深く掘り下げてご検討いただきました。今回、緊プロ事業としましては4期目となりますが、コスト縮減の観点を一層重視し、継続機種を含めて11機種の開発に着手させていただくこととしております。

本日は、多くの審議事項をお願いしてございますが、これまでの分科会と同様に活発な議論をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○藤井課長補佐 それでは、まず最初に、配布しました資料の確認をさせていただきたいと思
います。まず1枚目に議事次第がございまして、2枚目に座席表、3枚目に本日ご出席の委
員の名簿をつけております。

次に、資料1といたしまして、中間整理後の農業機械化対策の推進状況について、資料2
-1といたしまして、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方
針の制定について、資料2-2としまして、基本方針の新旧対照表、資料2-3といたしま
して、緊プロ事業の対象機種となっております。資料2-4といたしまして、分科会小委員
会の構成と検討経過をつけております。最後に、資料2-5といたしまして、本日の諮問事
項ということで、諮問文をつけております。

次に、資料3-1は、もう一つの諮問事項であります諮問案をつけております。資料3-
2が型式検査農機具の種類を選定の考え方、資料3-3といたしまして、農機具の型式検査
についてというセットになっております。

もう一つのセットですが、参考資料一覧ということで参考資料1から9までございます。
まず、参考1としまして、農業機械化促進法の法令、参考2といたしまして、試験研究、実
用化の促進及び導入に関する基本方針の本体、3といたしまして、平成19年9月におまとめ
いただきました中間整理、4といたしまして、分科会小委員会の議事概要、資料5といたし
まして緊プロ事業の対象機種についての詳細版、資料6ですが、局長通知で農機具による事
故等に関する情報提供の要請について、参考資料7として、農作業安全に関する啓発パンフ
レット、参考資料8が新聞記事の抜粋でございます。参考資料9が20年度予算の概要とい
うことでつけております。

もし過不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、以降の議事の進行につきましては、審議会規則によりまして分科会長にお願
いすることとなっております。それでは、笹尾分科会長よろしくお願いたします。

○笹尾分科会長 それでは、皆様のご協力を得まして、円滑に議事を進めたいと思
います。

本日の議題でございますが、3議題でございます。最初に、中間整理後の農業機械化対策の
進捗状況ということで、昨年9月に整理いたしました参考資料3にございます中間整理につ
きまして、その後、農林水産省で検討いただいた状況につきまして、事務局から資料1に沿
ってご説明をいただきたいと思
います。

○吉田課長補佐 それでは、事務局より、資料1に沿って中間整理後の機械化対策の推進状況
について、説明させていただきたいと思
います。私は、機械開発企画班の吉田と申します。

よろしく願いいたします。

まず1枚めくっていただきまして、これは9月に取りまとめていただきました中間整理の概要でございまして、5本柱で今後の機械化の方向について整理してございます。左側の欄では、それぞれの項目ごとに主なポイントを箇条書きさせていただいております。上から順番に申し上げますと、革新的機械の開発の柱では、先端技術を活用した省力機械や、環境負荷の低減に資する機械の開発を推進すること、開発プロセスを改善すること、またIT・ロボット技術等の農業利用に向けた取組みを強化することということが方向付けられております。

また、2番目の農業機械費の低減の柱では、国内メーカーの海外展開の推進や、低価格農機のPR等を通じて生産者の選択肢を拡大していくということが位置付けられてございます。

また、3つ目の農作業安全の柱では、安全な機械の製造・流通を確保すること、安全な操作に関する技能や知識を周知すること、機械整備等に関する指導を強化すること、また事故情報の収集や情報提供を十分に行うことが位置付けられております。

また、型式検査の柱ですが、現行制度は維持しながらも、機械の安全性の向上や、環境性能の確保といった新しいニーズへの対応を型式検査の仕組みの中でも検討することが必要とされたところ です。

最後に、環境負荷低減の柱ですが、資材の低減に資する機械の開発なり情報提供を推進しようということや、省エネ運転やBDFの利用といったものを推進することが位置付けられてございます。

我々といたしましては、中間整理に沿いまして、9月以降の約半年間ですが、予算要求を含めて具体的な対策を実施したところ でございまして、右側の欄では、その一部でござい ますが、主な活動のポイントを箇条書きにさせていただいております。上から順にご説明申し上げますと、1つ目は基本方針の制定でござい ます。これは議事の2でご審議いただく予定としておりますので、ここで詳しい説明は割愛させていただきたいと思うのですが、中間整理の方向性に沿った開発機種を選定したいと考えているところでござい ます。

2つ目の開発プロセスの改善ですが、これは基本方針とは別の切り口となりますので、次のページの参考1で少し詳しくご説明申し上げたいと思います。今回の中間整理を踏まえまして、緊プロ課題の設定段階と開発段階で種々の改善を予定してござい ます。ポイントとしては3点ございまして、1つ目は、課題選定に際してニーズ・シーズ調査を徹底したということ です。普及センターや地方行政組織のほか、農業機械士会やメーカーも含めて幅広く意見

を収集しまして、全国から114機種のご提案をいただきました。

2つ目は、産地、あるいは農家の方々にプロジェクトチームの一員として開発に参画していただくというスキームとしたいと思っております。このプロジェクトチームが中心となって機械の詳細なコンセプトを決めたり修正を行っていくこと、また、場合によっては中止や延長などの検討についてもイニシアチブをとっていただくことを考えてございます。

3つ目ですが、開発期間を5年から3年に短縮化するということで、より迅速かつ機動的に生産現場のニーズに応えるプロジェクトとしたところでございます。従いまして、基本方針につきましても期間内に適宜機種の入れかえを行っていくことを検討してございます。

右の欄は、先ほど申し上げました項目なども含めまして、課題の選定から開発、着手までの流れを時系列的に整理したものでございます。後ほど基本方針の審議の中でも触れますが、課題設定に際しましては、分科会の下部組織に当たります小委員会を開催させていただきまして、専門的な見地からのご検討をお願いしたところでございます。また、内部組織でございしますが、課題選定準備委員会というものを作らせていただきまして、各機種について施策的な必要性なり、技術的な実現可能性というようなことを調査、検討してきておるところでございします。

先ほど申し上げましたプロジェクトチームの発足のタイミングですが、答申の後ということになります。速やかに着手できるように事務処理等は極力効率的に進めてまいりたいと思っております。

1ページ目にお戻りいただいて、右側の欄の上から3つ目の項でございしますが、先端技術の農業利用の推進の観点から、先月生研センターの主催で精密農業の今後の展開等に関するセミナーを開催させていただいております。この点については、今後、ITやロボット等を含めた先端技術の農業利用に向けた将来ビジョンといったものについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、農業機械費の低減に向けた国内農機メーカーの海外展開についてでございますが、これも現在JETROや経済産業省と何度か意見交換させていただいております。また業界団体に対しましても、いろいろ対象国などを検討させていただいているところでございます。我々にできることは、この分野は非常に限られておりますが、できる限りの支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、型式の集約化、低コスト機械の供給拡大といった機械費低減に関しまして、引き続き食料供給コストのアクションプランというものに位置付けられた取組みを推進してござい

して、先月行われましたコスト縮減委員会で推進状況も報告していただいたところでございます。おおむね順調に進捗しているものと我々としても考えているところでございます。

続きまして、農作業安全に関してでございます。この点につきましては、審議会においても大変ご熱心なご議論をいただいたと認識しております。このため、詳細にご説明したいと思いますので、後ほど説明者をかえてご報告申し上げたいと思っております。

型式検査についてですが、今後、安全性能や環境性能に関するユーザーへの情報提供のあり方ということを生研センター、農機メーカーの皆さん方と検討を進めていくことが必要ではないかと考えてございます。その中で情報提供の一つの手段として、検査や、生研センターの中で行われております安全鑑定などの鑑定制度というものがあるのですが、情報提供の一つのやり方として、そういった制度の活用についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、環境負荷の低減についてですが、これは9月以降、特に省エネ機械の導入支援やBDFの農機利用というようなものを中心に推進してございます。まず、省エネ農機の導入支援でございますが、昨年来、原油価格が非常に高騰してございまして、政府全体で原油高騰対策を推進しようという方針が打ち出されました。農業分野につきましても、19年度限りの緊急対策ですが参考2の右側の写真の欄にも掲載されております緊プロで開発された省エネ型の農業機械につきまして、補助導入を措置させていただいたところでございます。こうした機械は、いずれも従来機に比べて一定の省エネ性能が確認されたものでございますので、これを一つのヒントに、今後の開発につきましてもこういった省エネ性能というものを常に意識して開発、データ取得をしていくということが非常に重要だと考えているところでございます。

続きまして、参考3で、BDFの農業利用の普及促進に向けて取組み状況等を整理してございます。まず、19年度では、団体向けの助成事業というものを活用しまして、業界団体であります日本農業機械工業会が中心になって農業機械においてBDFを利用する際の留意事項等を取りまとめたガイドラインというものを作成していただいております。ほぼ完成の域に達しているので、近々公表していただけるという運びになってございます。推進委員会のメンバーには、専門委員にも入っていただいております滋賀県立大学の山根先生に委員長を務めていただいているところでございます。

また、20年度では、新たに6,000万円程度の予算を確保いたしまして、ガイドライン等を利用して機械燃料の地産地消ということにもスポットを当てて、地域の取組みを支援するよう

な実証事業を進めているところでございます。

こうした取組みは、環境負荷の低減につながるだけではなくて、耕作放棄地の解消や、地域の活性化といったさまざまな効果が期待されると思っております、その事業効果につきましては多面的に評価していく必要があるかと考えているところでございます。

この分野で国の直接的な支援になじみますのは、以上のような取組みが主ですが、当然ながら農業機械に由来する二酸化炭素の排出を削減するというこのためには、省エネ運転を励行したり、もっと手軽で効果的な取組みも当然種々ございますので、そういったものにつきましては関係団体や業界のご協力、ご努力をいただきながら、引き続きこうした取り組みについて推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、農作業安全の対策につきまして、担当を代えましてご報告申し上げたいと思えます。

○藤井課長補佐 農作業安全を担当しております藤井です。よろしくお願いいたします。

農作業安全対策につきましては、本分科会におきましても、かなりの時間を割いていただいて議論いただいたところでございますが、様々なご指摘を踏まえた取組みについて中間整理以降の取組みについて少し詳しくご説明させていただきます。

まずその1つ目、農業機械による事故情報の収集体制の整備ということで、今まで主にやっておりました事故情報の調査といたしましては、厚生労働省の調査に基づく死亡事故調査ということだけだったのですが、これでは公表が2年遅れてしまう。詳細な事故の状況が把握し切れないということがございますので、もっと調査を強化すべきだというご意見をいただいております。それへの対応として、平成19年12月付の生産局長通知によりまして農業機械の製造メーカーや販売店など、こういうところでは事故情報を持たれているのではないかと、把握された事故情報を積極的に提供いただくということで、要請の通知を出しております。

これは、単純な事故の内容だけではなくて、事故が起こったときに安全キャブやフレームが付いていたかどうか、作業機が乗用型トラクターに付いていたかどうか、またどういう状況で、どういう時間帯に発生したとか、そういうことを詳細に書いていただくことになっております。こういうデータを蓄積することによって、より事故の詳細な実態を把握して、今後の農業作業安全につなげていきたいと考えております。

これ以外にも、農業機械士の方が地域で安全活動をやっている中でいろいろな事故情報を把握されることもあるだろうということで、そういうものも収集できないかということ

で、とりあえず19年度の9月以降につきましては試行的な調査を実施しておりまして、今後試行調査の結果を踏まえて本格実施を進めていければと考えております。

2点目は、農業作業安全対策ブロック会議の開催ということで、これもご指摘の中で、特に地域における農作業安全対策の取組みがどんどん弱体化しつつあるというご指摘もございましたので、19年12月に農政局ごとにブロック会議を開催しまして、参集範囲としては都道府県の担当者や農業機械士の方、全中、農機商連の担当者の方など農作業安全に係る方一堂に集まっていただき、取組み状況の問題点や課題についてご議論いただき、しっかりやっけていきたいと思いますということについて意思統一をしていただいたということでございます。

この中でも、県での農作業事故情報の収集というものが、非常に重要な資料となり得ますので、例えば北海道や愛知県など、かなり詳細な事故を調査されていますので、そういう事例をお示しして、各県もこういう形でぜひ取組みを強化してください、情報が集まった暁には、私どもにも情報を提供くださいということで、依頼もしてきております。

次に、農作業安全パンフレットの作成・配布ということで、農業機械の安全性は、どんどん向上はしているのですが、やはり事故を防止するためには、農家の方自ら安全意識をしっかりと持っていただくことが重要だということで、パンフレットを先日33万部作成させていただきました。農機販売店、農協などのご協力をいただきながら、できるだけ農家の方の手元に届くように作っております。

パンフレットの内容といたしましては、事故の状況は今こういうようになっていますということや、安全対策が講じられた機械を導入しましょうや、前回の分科会で平林委員からご指摘ありましたように、機械の管理・利用が適正にされていないと危険だということもありますので、そういうことの注意喚起、あとは高齢者の方はこういう事故が多くなりますということを注意喚起する内容のパンフレットを作成して配布しているところでございます。

同様に、意識啓発の取組みということで、日本農業新聞のご協力をいただきまして年4回程度、3月から11月ぐらいの農繁期に4回程度ということで今進めておりますが、農作業安全の特集面を組んでいただき、それぞれの時期に注意いただく事故防止のポイントを記事として書かせていただきます。こういうのものを今後あと3回程度続け、より注意喚起を図っていきたいと考えております。

最後になりますが、これは20年度予算になりますが、高齢者による事故、定年帰農者による事故が今後増えてくるだろうとご指摘がございましたので、それに対する対策として、高齢者による事故実態の詳細な調査、類型化を行った上で、高齢者の方により研修効果の高い

教材を作成していこうという取組みを始めたいと考えておるところでございます。

ここには書いておりませんが、大きな意見として、作業機を装着した乗用型トラクターの取扱いについて、どういう考えかということでご意見をいただいていたと思うのですが、それについては、いろいろな議論をしたのですが、資料にまとめるほど十分に方向性がまとまっていないということで、口頭でご説明させていただきたいと思います。

まず、公道走行のためには作業機を装着した状態で道路運送車両法に基づく、保安上・環境保全上の基準である保安基準を満たすことが必要になってきます。ただし、全てのトラクターと作業機の組み合わせについて保安基準に適合するかや、その可能性について検証することは現実的に不可能ですので、とりあえずきっかけといたしまして、トラクターメーカーが標準装備としてセット販売しているロータリーを装着した状態での保安基準適合の可能性について、主要トラクターメーカーの技術担当者が一堂に会していただきまして、数回にわたり、かなり真摯なご議論をいただいたというところでございます。その結果といたしましては、一部のトラクターとロータリーの組み合わせについては、技術的には保安基準に適合させることは必ずしも不可能ではない。ただし、公道走行上の安全を確実に確保する、保安基準に適合させるためには、トラクター自体の基本的な設計変更ということが必要になってくる場合もあって、開発経費・設計経費として膨大な経費がかかり、機械価格が大幅に上昇する可能性があります。さらに、保安基準に適合させるためにトラクターとしての作業性を落す必要が出てくるかもしれない。こうした商品がユーザーのニーズを確保できるかどうか十分確信が持てないので、メーカーとしては積極的な取組みは難しいというような結論となっております。

この他にも、関係省庁ともどのような対応が可能かということで、かなり議論を重ねてきたのですが、具体的にお示しするような対応方策が出せるには、まだ至っておりません。時間がかかって申し訳ないのですが、引き続き検討は進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

説明は、以上になります。

○笹尾分科会長 ただいま9月に出しました中間整理後の農業機械化対策の進捗状況ということで、事務局から説明をいただきました。また、特に安全に関する問題につきましては、詳細に説明いただきましたが、いまの説明につきまして委員の方々からご意見をいただきたいと思います。

○佛田委員 佛田でございます。私中座しますので、その他についても、まとめてご意見を申

し上げたいと思いますので、よろしく願います。

意見については、大きく4つございます。1つ目は、中間整理後の農業機械化対策の進捗状況についてということ、2番目については、高性能農業機械等の試験研究、実用化促進及び導入に関する基本方針の制定についてということ、それから、3つ目は、平成20年度において型式検査を行う農機具の種類についてということ、それから1番目と関連しますが、4番目としてトラクター等の公道走行についてということでございます。

まず、1番目の中間整理後の農業機械化対策の進行状況についてですが、この中間整理後の農業機械化対策の進捗状況については、新しい時代に向けた対策の進捗状況としての取組みとしては評価できると思います。その場合に、パンフレットの作成などによる啓蒙・啓発や、シンポジウム、会議などから、どの程度取組みが理解されているかということ、例えば、認定農業者や農業法人経営者等にアンケート調査などを行って、その取組みがどれだけ成果を上げているか、具体的成果を測定できる取組みにする必要があるのではないかと考えています。それは、次の取組みの施策を進める上でニーズの把握にもなりますので、その必要があると思います。

それから、環境対策ですが、BDFについては大変評価できるのですが、BDFはBDFとして進めながら、一途にBDFに全体が進むわけではございませんので、燃料消費計などをトラクターなどに装着して、燃費を向上してCO₂の燃費効率の向上を図ることが、直ちにできる取組みではないかと思えます。これについては、現場の意見を聞いて検討・実施をしていただきたいと思えます。

それから、今後の機械開発や安全衛生等の問題解決を迅速に行う知見から、事故情報を収集するというをおやりになるということですが、全情報を確実に収集できる体制の整備を進める必要があると思えます。

それから、緊プロ事業等の開発プロセスについては、利用効率や技術革新に知見のある技術者や研究者のみならず、農業者についても実需者の専門家としてメンバーに取り入れていただきたいということでございます。

それから、2番目ですが、高性能農業機械等の試験研究、実用化促進及び導入に関する基本方針の制定ということで、開発期間の短縮化や産地の連携というのは大変評価できると思えます。さらに、環境対策等の実需に即した開発を進めていただきたいと思えます。

それから、農作業の安全の確保ということは非常に重要な要素であります、農業者への具体的な法令周知と、事故の要因分析を体系的に体制として整備をする必要があると思いま

す。

それから、型式検査については、その必要性和安全との関係について整理をする必要があると思います。そして、農機業界としても、輸出に際して型式検査や安全鑑定がインセンティブとなるように検討をすべきではないかと思ひます。

それから、トラクターの作業機については、圃場内の作業であっても、本機との装着バランスが問題になっているわけで、作業機ごとにトラクターに装着できる重量や長さ、バランスなどを数値化して、作業機に表示をして、その許容量を本機側にも明示をして、運行作業時のバランスが適正になるように指標化してみたいかということでもあります。

それから、最後にトラクター等の公道走行ですが、現行のトラクター等が本機のみならず作業機を装着して公道走行できるように可及的に法整備を進めるべきではないかと思ひます。業界全体として、この問題に取り組む必要があると思ひます。

それから、田植機のリヤオーバーハングについては、以前法令改正をされましたが、実際に型式認定を受けて販売されているケースは少ないというふうに見られています。公道走行の必要性から型式認定を取得できるように推進をしていただきたいということでもあります。

それから、トレーラー等についても公道走行が可能な保安基準を有しているものが極めて少ないわけで、型式認定を取得できるように推進をしていただきたいということでもあります。

以上です。

○笹尾分科会長 今、佛田委員から時間の都合で4点、以後、説明をお聞きする課題につきましてもご質問、ご提案をいただきました。ただいまの第1番目の中間整理後の農業機械化対策の進捗状況についてに関するご意見並びに4番目のトラクター等の公道走行につきましても事務局からお答えいただけますでしょうか。

○吉田課長補佐

役所が実施した業務について、その進捗度をはかるような進行管理をやるべきではないか。まさしくおっしゃるとおりだと思っております。最近役所の中でも、アウトプットではなくて、アウトカム、やった結果何が出てきたのかということが重要だという話をよくしているところでございます。我々としてもチェック体制については、よくよく検討してまいりたいと思ひます。アンケートというのは当然一つの手法としてあるのかと思っておりますが、現場との意見交換などでも推し量られるところがあるのではないかと思っております。

BDFの関係、燃費の関係で燃費計を装備してはどうかというご助言がありました。先ほどの説明の中でも少し申し上げましたように、確かにBDFで燃料を全て賄うというような

ことは、早急には想定しづらいところがございます。燃費計に限らずいろいろな手法が考えられると思います。当然、役所だけでできるものでもございませんので、業界との意見交換などは、引き続き継続していきたいと思っています。

研究開発の進行管理の関係で、しっかり意見を言える農業者をメンバーに入れるというご指摘と、もう一つ、実需に即した開発をしっかりやるようにというご意見がございました。そういうご指摘に対して、いかに運用面で対処していくのかという観点から検討しましたところPTというものを作って、そこで責任を持って、農業者なりから現場に即した意見をいただきながら開発に反映していく開発プロセスにしようではないかと考えているところでございます。

○藤井課長補佐 佛田委員からご指摘いただきました3点目の型式検査についても議題1に関連しますので、あわせて回答させていただきます。

まず、型式検査について、より安全性が高まる方向で、輸出に関してのインセンティブとなるように検討すべきというご意見をいただいているのですが、これにつきましては、今後安全鑑定や鑑定制度との整合性も考えつつ、より安全性能が高まるよう、また環境性能の話もございますので、どういうやり方があるかということに関係者による検討会を開催して、詳細に検討していきたいと考えております。

圃場内で作業機とトラクター本体のマッチングの話につきましては、佛田委員ご指摘のような話があるわけですが、実は、今、生研センターのホームページでトラクターと作業機のマッチングに気をつけましょう、バランスが悪いとこういう事故になります、留意点としてはこういう点がありますと、かなり詳細に紹介されたページがございますので、今後、もっと農業者の方に周知していくという取組みをしたいと考えております。また、数値化の話につきましては、生研センターの担当の方にいろいろと技術的に難しい面もございますので、具体的にどういう対応がとれるかということを前向きに検討させていただきたいと思っております。

トラクターの公道走行の件に関しまして3点ほどご意見をいただいているかと思いますが、まず1つ目は、作業機を装着した状態で公道走行できるように法整備というお話がございましたが、これを規制している道路関係法令による規制というのは、一般交通も含めた道路上での安全確保、それを一義的な目的としておりますので、作業機を装着した状態でのトラクターが公道を走行しても安全保障上支障がない。実際に事故が増えないという明確なデータを示さなければ、関係省庁に対して検討の場についていただくことが難しいということもござ

いますので、今後事故情報の収集を充実させていく中で、作業機を付けた状態で、どういう事故が増えているかや、実際に安全上何が問題なのか。その辺を明らかにさせていく中で、今後の検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

田植機につきましては、ご指摘のとおり、現状で型式認定、公道走行できるような保安基準を取っているものはほとんどないと思ひます。ただ、田植機に関しましては、開発設計のコンセプトといたしまして、ユーザーニーズもあるのですが、水田作業でありますからより軽量であるもの、回転半径ができるだけ小さいものというコンセプトで開発されてきた経緯もございまして、あまり公道走行するという前提で開発されてきていない。だから、今のものをそのまま保安基準に適合できるかという、非常に難しい状況にあるということがございします。メーカーの開発設計の必要がそちらにある、ユーザーのニーズもそちらにあるということで、メーカーも今はより軽量化して、トラックに乗せてより運搬しやすいもの、そういうことで作られていると考えております。

やはり公道走行ということになりますと、トラクターの走行速度や安全上どうなのかという疑問もありますので、そこはまたニーズが出てきた段階でメーカーも対応していくような形になるかと思ひます。

最後は、トレーラーに関してですが、これはトラクターと作業機の問題を解決する上で非常に重要な取組みだと思ひておりますので、どういうトレーラーが合法的に走れるのかということも、法令的なもの、規制的なものについてしっかり調べて、皆さんにお示ししていきたいと考えております。

以上になります。

○笹尾分科会長 佛田委員、ただいまのお答えに対して何かご意見ございしますか。

○佛田委員 今、ご説明していただいたことで十分分かったのですが、私がなぜこの意見を申し上げたかという、コンプライアンスということ、それから環境対策、生産性の向上というのが農業機械にとっては非常に不可欠でありますので、私が調べた限りでは、公道とは何を差しているかという、農地や宅地以外の通常車両等が使う林道、農道を含めて公道だということが分かったものですから、やはりそこを丁寧にやっていただきたいという願いからでございます。

以上でございます。

○笹尾分科会長 佛田委員からいただきましたご意見の中で、高性能農業機械等について、あるいは型式検査につきましては、次の議題のところでもいただいたご意見も含めてご説明いた

だければと思います。

ご質問等の中に情報収集の件で全情報収集できる体制の整備とのご意見もあったかと思うのですが、その辺について何かお考え等ありましたらいただければと思います。

○佛田委員 先ほど作業機装着の公道走行の根拠というのが、それによって事故率が増ないということを証明しなければならないというお話があったと思うのですが、そうすると事故がどうやって起きているかということ、アンケートや曖昧な調査ではなくて、きちんと調べた根拠あるデータをもって説明しないと説明の根拠にならないと思いますので、全情報を集めるような仕組みを作らないと結びつかないのではないかと思います。

○藤井課長補佐 事故情報の収集につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一つとしては、販売店やメーカーの把握している事故情報をできるだけ集めると申し上げておりますが、さらに20年度予算の中でも、現地調査を含めてより詳細な事故情報をできるだけ集めていく。ただ悉皆という、全ての情報をという形にはならないかもしれませんが、そういう方向性でできるだけ多くの事故情報を集められるように努力していきたいと考えております。

共済の加入者の事故情報や、警察・消防が把握されている事故情報などが世の中にはあるわけですが、これにつきまして、いろいろと関係者に当たってみたのですが、個人情報の関係等いろいろございまして、必ずしも統一的に情報が収集できる体制にはないということなので、そこは何かできるかということを検討しながらやっていきたいと思っております。

○笹尾分科会長 1番目の議題につきまして、他の委員からもご意見をいただければと思います。

○児玉委員 農業機械士の事故情報収集というものを、今、試行調査を実施ということですが、農業機械士というのは、今、全国にどのくらいいて、こういうことが可能なかどうか。また、全部の事故情報、話が前後しますが、佛田委員がおっしゃったように収集していく体制というのが非常に必要だと思います。このあたり農業機械士をうまく活用できるのか、もう少し説明していただけますか。

○藤井課長補佐 農業機械士というのは、県の認定制度でございまして、今実際に農業をやられていない方もいらっしゃるかもしれませんが、全国で10万人ぐらいいらっしゃるということでお聞きしております。非常に安全意識の強い農業機械士の方につきましては、地域で農業活動をやられる中で周辺の方に安全指導など、いろいろやられているように聞いております。そういう中で、周辺で起こった事故情報を比較的把握しやすい立場にいらっしゃいますし、周辺の農家の方であればその方が行かれてより詳細な事故情報、どういう状況で、どの

ような健康状態で事故が起こったのかということも含めて聞いていただけるのが可能かということ、こういう取組みを試行しているというところでございます。

ただ、そういう地域限定的な取組みということになりますので、児玉委員がおっしゃるように全国的に全ての事故を把握する。このやり方によって全ての事故を把握するということは難しいと思います。これの主眼というのは、アンケート調査や文章上の事故調査だけでは十分ではない、実際の事故を起こした方の心理状況や健康状況も含めて詳細な情報を収集したいという趣旨でございます。

○笹尾分科会長 12月から日本農業機械工業会会長宛てに生産局長から出されて、調査をされ始めましたね。時期が時期ですので、なかなか聞かれている状況というのは少ないかと思いますが、対応としてどうでしょうか。

○藤井課長補佐 農作業安全というのは、各メーカー、販売店ともかなり重要な案件だと認識していただいていると思います。おっしゃられたように、これを始めたのが12月の農閑期ということで、幸いなことというか事故は余り起こっていません。今、手元に来ている事故情報というのは、10件程度でございます。今後農繁期に入ると、かなりの情報が集まってくるのではないかと期待しておりますし、メーカーもかなり認識を持っていただいていると考えております。ただ、あくまで要請という形でしか今制度で位置付けられていないので、今後、機会あるたびに依頼をしていき、できるだけ情報を集めたいと考えております。

○笹尾分科会長 他にご意見ございませんか。

○小田林委員 今、事故調査関係の話が出ていたものですから、少しだけ付け加えさせていただきますが、現在までのデータは、先ほど話に出ましたように、共済とか、そういうものの死亡事故があったデータを取り入れて何人亡くなったとか、重傷事故がどのくらいあったというような形で、現実的に詳細に調べたものというのは、ほとんどないといった方がいいと思うんです。そうしますと、どういうことが本当の原因なのかというのが分からない。

例にとりますと、私どもの県でも事故調査はしておりますが、現場での話を聞いても、事故が起きて、その後の対処を重点的に調査しているという状態で、一体その事故に関わる大もとの原因というのがどこにあるのかというのが調査できていないんです。ですから、私どもで試行的に3件ほど調査しましたが、それで随分分かってきたものもあります。ただ、断定できないところもあります。というのは、その作業をしていた、機械を使っていた本人が亡くなっている場合には、どうしても事故が起きる時を目撃している人が少ないんです。事故が起きて、気がついて現場に駆けつけたというのがほとんどです。そうしますと、亡くなっ

た人の話というのは聞けないものですから、本当のところは分からない。しかし、こうであろうという推測は幾つかできます。要するに、その現場の状況とか、周りの人の話とか、発見者の話とか、総合的に勘案して、それと同時に自分たちの経験で、この作業をやる時にこういうふうにしていけば安全だったろうとか。こういうふうにしたから、こういう事故が起きたのではないかというような、そういう推測も成り立つということで、これは農業者自らがそういう機械を使って作業をしている人でないと分からない面があるというのを非常に感じたところです。

○笹尾分科会長 ヒヤリ事故等の調査は、生研センターでも何年かかけてやっておられましたね。情報としては、また出てくるのでしょうか。

○藤井課長補佐 私どもの調査以外にも生研センターも経常的な研究や調査の関係でヒヤリハットなど、いろいろ調査されていると思いますので、それも今後は充実させていくと聞いております。そういう情報も活用しながら、できるだけ私どもの情報も充実させていきたいと考えております。

○笹尾分科会長 他に、ご意見がないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。それでは、2つ目の議題でございますが、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針について」ということで、この議題につきましては当審議会への諮問があるということでございます。事務局より資料に従いましてご説明をお願いいたします。

○吉田課長補佐 それでは、議題2につきまして、資料2に沿って基本方針の制定に関しましてご説明申し上げたいと思います。

資料2-1の1.の制定の理由のところを書いてございますとおり、基本方針というものは、農業機械化促進法に基づき農林水産大臣が農業機械化分科会の意見を聞いて、おおむね5年ごとに定めることとされているものでございます。現行の基本方針は、平成15年7月に制定されたものでございますので、今回、5年間を見通した基本方針を新たに定めるということを考えているところでございます。

2.におきまして、これまでの検討の経過を整理させていただいておりますが、昨年9月に4回の分科会を経て中間整理を取りまとめていただきまして、その後9月の審議会で取りまとめた方針に沿って、基本方針の具体的な内容について学識経験者等を中心とする小委員会において検討を進めさせていただいたというところでございます。

小委員会ですが、昨年12月と本年2月の2回開催してございまして、特に第4次緊プロの開発対象機種について詳細にご検討いただきました。その際のご意見のポイント等は、また

後ほどご説明させていただきたいと考えてございますが、これら一連の検討を踏まえまして、本日基本方針（案）として諮問させていただきたいと考えてございます。

続きまして、基本方針案の内容の説明でございますが、その前に基本方針の構成について若干ご説明したいと思います。基本方針の構成ですが、農業機械化促進法に詳細に定められておりまして、全部で4つの柱でございます。まず第1が、生研センターにおける開発対象機種、すなわち緊プロ対象機に関する事項です。また、第2が緊プロ機の実用化の促進に関する事項です。第3が農業機械の適正導入に向けた条件等に関する事項です。第4ということで、その他試験研究、実用化促進適正導入に関して必要なことということで、その第4につきましては、農業機械化促進に際する留意事項や推進事項というようなものが、時々的情勢に応じて記載することとされてございます。今回、新たな基本方針案におきましては、このうち第1の緊プロの開発対象の部分と、第4のその他につきまして主に変更をしたいと考えているところでございます。

資料2-1の3.の基本方針（案）のポイントのところでございますが、（1）に生研センターにおける開発対象機械という項目がございまして、その中で具体的には開発対象機種を農畜産物の生産コストの縮減に寄与するものというものにまず絞った上で、①番の先端技術の活用等を通じた更なる効率化に資する機械、また②の環境負荷の低減及び資材の効率利用に資する機械というもの、いずれかに該当するようなものを今回選定したいと考えてございます。

機種数といたしましては、第3次緊プロにおきまして平成18年からの追加で開始した3機種について少し開発期間が残ってございますので、それを含めまして合計11機種と考えてございます。そういうことで、純然たる新規は8機種ということになります。

また、先ほどプロセス改善のところでも若干申し上げましたが、開発期間は原則3カ年に短縮化したいと思っております。また、開発過程においてプロジェクトチームにおける進行管理に基づく産地との連携強化も基本方針の中にも盛り込んでまいりたいと考えてございます。

この11機種の選考基準を若干申し上げますと、まずニーズ・シーズ調査で集まった114機種のうち、技術的な解決が見込めない課題や、民間企業において対応が可能だろうと見なせる課題、また、地域の特産的な作物専用の機械というようなものを除かせていただいております。実際には、この時点で相当数、絞り込まれるわけでございますが、残った課題につきまして、省内に設置した課題選考準備委員会というところで、現行の機械化体系の問題点、機

械導入によって見込まれる生産コスト縮減の効果、また開発プロジェクトとしてのフィージビリティといったものを総合的かつ多角的に検討させていただきまして絞り込みを行ってきたということでございます。また、当然ながらその過程におきまして小委員会でのご意見は、最も重視したところでございます。

具体的な機種につきまして、ここに①番でアからキでございます。②番でアからエまで書いてございますが、これにつきましては後ほど別の資料でご説明申し上げたいと思います。

続きまして、(2) から (4) の項目では、先ほど申し上げました基本方針の第4の柱でございます、その他試験研究、実用化促進の導入に関して必要なことということで、その項の中に、新たにここに書いている(2) から(4) の項目を追加したいと考えているところでございます。

まず、(2) でございますが、特定高性能機械の導入及び利用に際する留意事項ということと生産コストの縮減の観点から、以下の3点を主に追加したいと考えてございます。1つは、燃費の低減に資する適正な点検整備・作業方法の実践ということで、省エネ利用マニュアルを作っておりますが、そういったものをしっかり実践してくださいということ。また、機械稼働率向上に向けて面的集積なり、直播も含めた作期分散技術を推進してくださいという話。3点目といたしましては、集落営農等における既存機の適正な処分や、作業委託の活用というようなもので、地域内の機械というのは随分効率利用できるものですから、そういったものを考えてくださいというような留意事項をお願いしているところでございます。

(3) の①番では先ほど議論のありました農作業の安全の確保の観点から、特に関係法令の周知等について推進して下さいということをお願いしてございます。

②番では、事故実態の調査や、そういったものの分析を推進していきましょうということを謳ってございます。

(4) は、流通体制の整備、これにつきましても農業機械費の低減という観点から、以下の4点を追加してございます。これは推進事項として追加してございますが、海外展開を通じて効率的に農業機械を供給して下さいという、供給側へのリクエストでございます。また、経営規模等に応じた機械の選択ということで、今、全農独自型式とか、そういったものを作っておりますので、そういったものに関する情報の提供を積極的に行って下さいということでございます。

3点目は、生産コストの縮減の観点からのレンタル方式というようなところを、今後積極的に推進していきましょうという中身です。

4点目は、長期利用の観点からの定期点検の実施ということでございます。定期点検は当然安全にも関係する事項でございますが、長期利用という観点からも定期点検というものは非常に重要でございますので、今後の推進事項ということで位置付けさせていただきたいと思っております。

2-1の概要は以上でございます、続きまして、資料2-2では、今回の基本方針は改定ではなくて、5年に一回の制定でございますので、新旧対照表というのは、余りなじまないところがあるのですが、変更点を分かり易くするために、あえて作成させていただいております。アンダーラインを付したところが、特に前回から変更したところでございます。

1ページ目は、大臣の初めにという部分でございますので割愛させていただきまして、2ページ目をご覧ください。2ページ目の第1のところ、開発対象の切り口なり、開発対象機種について変更してございます。今まで何機種かあったものを変更して、今回新たに11機種ということです。切り口につきましても今回コスト縮減というようにところを位置付けたということでございます。

3ページ目は、その機種ごとの開発の目標について記入してございます。あまり目標をここで硬直的に書いてしまうと、プロジェクトチームでコンセプト等を現場の意向に沿って柔軟に変更していくという、一番重要なところがなくなってしまうので、やや漠とした書きぶりで、あえてここは書かせていただいております。より現場ニーズに応じた柔軟な機械開発ができるだろうという配慮でございます。

続きまして、4ページ目に第4といたしまして、その他必要な事項ということで、このような書きぶりで、いろいろな今後の推進事項等を追記しているという状況でございます。

続きまして、資料2-3をご用意いただきまして、先ほどの11機種につきまして、この中でやや詳細に書いてございます。1つずつ説明させていただきます。

まず、1番目の省力化に資する機械の柱のグループでございます。ここにつきましては、7機種用意してございまして、アのイチゴ収穫ロボットにつきましては、これは継続課題でございます。平成18年からスタートしておりまして、今年2年終わったところで、来年3年目という課題でございます。これにつきましては、今、鋭意生研センターでやっておりますけれども、ややフラッグシップ的な今回の緊プロの機械でございますので、しっかり実用化まで完成させてまいりたいと考えているところでございます。

右側にいきまして（イ）の加工・業務用キャベツ収穫機でございます。これは国内の加工・業務用のキャベツ需要というのは、半分を超えるような状況でございまして、そういつ

た産地ということになりますと、まだまだ育成途中ということでございます。ただ一方で北海道といった大きなところを中心に、最近こういった加工・業務用を狙った産地が育成されつつあります。そういったところ、当然機械化を進めていくべきなのですが、従来の生食用を中心としたキャベツ収穫機では、なかなか能力的には追いつかないということが指摘されており、精度は若干落としつつ、よりスピードを早めて、効率を重視したキャベツ収穫機というものを作っていきたいと思います。別途、施設の中で調製するようなキャベツの調製装置も開発しておりますので、それとあわせて機械化一貫体系を完成させたいと考えているところでございます。

(ウ) のたまねぎ調製装置でございます。これにつきましても、最近生産調整の面積が非常に大きくなってきておりまして、機械化によって土地をこなせるような作目のニーズが非常に高まっています。その中でたまねぎというのは、比較的都道府県でも機械化が進んでいる分野でございますが、最近増えてきているのですが、特に都府県産になりますと、中国産なりと加工・業務用についてバッティングいたしまして、そこのコスト競争にも勝たなければいけないということで、より一層の省力化をしていかなければならないという現状でございます。特に、調製の部分につきましては、機械化の谷になっているところでございまして、そこについて完成させることによって、より効率的な一貫体系を実現してまいりたいと考えてございます。

(エ) の高機動型果樹用作業台車でございますが、果樹用の機械化は、ご存知のようになかなか進捗していないところでございます。特に、脚立にのって手作業でやる作業というのは非常に多くございまして、この部分について何らかの措置をしなければいけないのですが、今一般に普及している高所作業台車、比較的安いものもできつつありますが、なかなか重厚でございまして、脚立の延長という発想からはちょっと違う、一家に一台あればいいかなというような機械になっている。より道具的な発想で機械装置が作れないかということで、前後、左右、昇降方向に自由に可動できるような作業台車を作りたいと考えてございます。

ただ、一方こういう機械は、作れば可能ではあるのですが、コストが非常にかさむということで、これこそプロジェクトチームの進行管理の中で現場のニーズと機械の価格というようなところのベストマッチングを検討して、使える機械を世の中に出していきたいと考えております。そういうことで、目標価格帯についても非常に大きな幅をあえて設定しており、この中で一番いいところを狙っていくということをイメージしてございます。

次のページにいきまして、(オ) の可変径式TMR成形密封装置でございます。酪農の世界

でございますが、分業化して、飼料生産と搾乳の部分に分けてやった方が効率的だというような動きの中で、TMRセンターの利用というものが進められているところでございます。ただ、一方で新しい取組みということもありまして、TMRセンターそのものの機械化というものは若干遅れてございます。特に、梱包の部分につきましては手作業でやっております、梱包密度が低くて、製品の品質もなかなか維持できないということで、そこを機械で一貫的にやっていくということでございます。今、普及が進みつつあります細断型ロールベラーの基本技術を応用できると思っております、早く市場に投入したいと考えているところでございます。

(カ) の高精度てん菜播種機でございます。これも以前からてん菜の直播体系への移行というのは非常に重要な課題だということで政策的に推し進めているところでございますが、やはりまだ十分に進捗している状況ではないという現状でございます。いろいろ原因はあるのですが、その一つに、風害なり、そういった気象変動に直播がなかなかマッチングしなくて、まれに大きな被害を被ることがあるということでございます。当然外国製の直播機があるわけでございますが、作業能率はいいのですが、非常に高い機械となっております。そういった問題を解決するような直播機を今回緊プロで、一つの今後の定番の機械として仕上げていきたいと考えているところでございます。

続きまして、(キ) の中山間地域対応型汎用コンバインでございます。これは、大型汎用コンバインというものを第1期の緊プロで、フラッグシップ的に開発したところでございます。これは、刈幅が3.5メートルでございます。一方で、市販の一番小さな汎用コンバインが刈幅2メートルということでございます。汎用コンバインの特徴、今さら申し上げるまでもないんですが、麦、大豆、そば以外にも、米を収穫できるということが一番のポイントでございます。つまり米も含めて、汎用に刈れるもので国内で一番小さいものは2メートルということになるわけでございます。これには、理由がございまして、こぎ胴の部分が軸流型ということで、推進方向に縦型にこぎ胴を設置しております、どうしてもその長さがある程度ないと難脱粒性の日本の米は、うまく脱穀できないという問題があり、どうしても長さが必要なものですから、刈幅についても2メートルということにならざるを得ないということです。ただ、一方で日本の中山間地は、小区画・不定型な場という問題がどうしても解消できない部分がございます、そういったところでは大豆用の刈幅が1.5メートルぐらいのコンバインと、4条刈の自脱コンバインの2台を所有して何とかやっているという状況でございます、ここに汎用コンバインというものを投入できれば機械費の大幅な低減を図れる。また、

集落営農組織の育成というようなところにも繋がるのではないかとということでございまして、この小型の汎用コンバインに、ぜひとも着手したいと考えているところでございます。

ここで休憩も兼ねて、右側に緊プロ機の普及状況について中間報告的に載せてございます。昨年の第3回の審議会、機械開発のところでも若干報告申し上げたところですが、19年度の途中経過が年度末に出てきておりまして、約2万1,000台以上の緊プロ機の普及が見込まれています。ここ4年ぐらいやや安定してきておるところでございまして。ただ、一方で国内需要、この2年は大幅に落ちてきておりまして、その中である程度維持できているのは、緊プロ機は当然担い手仕様の機械が多いものですから、そういったところにつきましては国内需要は落ちておりませんで、そういった傾向を反映して、緊プロ機についてもこの数年安定して普及しているというところでございまして。

中身を見ますと、遠赤外線乾燥機が多いのですが、その他我々として普及していきたいような機械も少しずつ普及が進んでいるところでございまして、こういった機械を引き続きしっかり情報提供して普及してまいりたいと考えているところでございまして。

3ページ目に移っていただきまして、環境負荷の低減及び資材の効率利用という2つ目の柱の機械でございまして。まず（ア）でございまして、果樹用農薬飛散制御型防除機でございまして。これも平成18年に追加的に投入した機械でございまして、残り3カ年しっかりやっていきたいと思っております。ポイントといたしましては、樹体センシングでございまして、通常のSSでは、かなり面的に、エリア的に散布してしまうのですが、それをできるだけ局所散布的な観点でできないかということでございまして。当然ブームスプレーヤーで好評を得ておりますドリフト低減型ノズルというものもスピードスプレーヤーにも適用してまいりたいということで進めてございまして。出来れば、このノズルの部分につきましては、先行的に実用化したいと考えているところでございまして。

続きまして、（イ）の高精度高速施肥機でございまして。これは新規の課題でございまして、ブロードキャスター、これは比較的普及台数が多くございまして。年間6,000台とか、それくらいのペースで売れている、かなり一般的な機械でございまして、そこに速度連動という新しい発想を入れまして、より精密な、高精度な施肥をしたいということでございまして。最近トラクターから速度の情報をもって施肥量を調整するブロードキャスターが若干出始めているのですが、どうしてもトラクター側にアウトプットがないと作業機だけ買ってできるというものではないので、作業機側でそういった絶対速度が取れるような装置を付ければ、適正施肥がより一般的に可能になるということでございまして。今、急速に高騰してきております肥

料費の節減という面からも、大きな期待ができるのではないかと考えております。また、異分野の連携という面でも速度装置にGPSの受信機を使うことを検討しています。この分野は非常に技術革新が進んできておりまして、1万円ぐらいの非常に安いセンサーが出ておりますので、こうしたものを活用して安い機械開発を目指していきたいと考えてございます。

(ウ) の高精度中耕除草機でございますが、これも平成18年から追加した課題でございますが、実は、もうそろそろ実用化できるという域にまで達しています。これはロータリー式で、大豆等の中耕培土を行う機械があるのですが、どうしても湿潤土壌の中では土を練ってしまって作業ができないということで、仕方がないから防除機で除草剤をまくということが現場では選択されている。ただ、除草剤ですので、なかなか薬効も安定しないということで、機械除草の利用範囲の拡大というものを現場からも非常に期待されているところでございます。現場からも早く市販化してくれという声も届いてございますので、早急に実用化したいと考えてございます。

(エ) は、玄米乾燥調製システムでございます。先ほどの原油高騰の対策の中でも若干申し上げましたが、遠赤外線乾燥機という緊プロ開発機が燃費が10%良いということで、現場で高く評価されているということです。原油高騰対策でも積極的な普及を図っているところでございます。この絵の玄米乾燥調製システム、次世代型の省エネ乾燥機ということで開発したいということでございます。今の循環式の乾燥機の延長では、どうしても限界がございまして、やや発想を変えまして、もみ状態で仕上げ乾燥までもっていくのではなくて、高い水分で一回もみすりをしまして、玄米の状態ですべて静置式で仕上げ乾燥までもっていくという機械を検討してございます。

以上、この11機種でございますが、物によっては最後の製品開発というところまでやる部分もございまして、一部要素的な部分、パーツの部分をしっかり実用化することによって民間なりの市販化をサポートするようなものもあるのですが、そういったものを総合的に推進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料2-4でございますが、小委員会における検討の概要について、取りまとめてございます。小委員会のメンバーは、右側の欄に記載しております6名の方でございまして、それぞれ作業機械、エンジン、経営、安全、バイオマスというような専門家の方々に入っていただいております。座長は、筑波大学の瀧川先生をお願いいたしました。

次のページに、それぞれ個別機種に対するご意見の概要をご紹介します。本日ここに書いているもの全てご説明する時間は十分ございませんので、この場では資料をもって

説明にかえさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、ここに指摘のある項目、非常に重要な点でございまして、今後の開発を推進する上で十分留意していくことということでご報告させていただきたいと思います。

資料の説明につきましては以上でございますが、最後に、資料2-5に沿って、諮問文を読み上げさせていただきたいと思います。

今回、一応諮問・答申ということでございますので、農業資材審議会の会長の本山様に諮問するという形になってございます。農業資材審議会に対する諮問についてということで、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第4の規定に基づき、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」（別添）につきまして、貴審議会の意見を求めるということでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○笹尾分科会長 それでは、ただいまの諮問にありました「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」ということにつきまして、審議を始めたと思います。ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご意見あるいはご質問がございましたら、お願いいたします。

○納口委員 少し戻ってしまうのですが、今日の農業機械化のポイントのご説明の中で、低コストと国際競争力が強調されていました。私は、もう一点、農業機械化の目的に、労働力不足への対応があると思います。最近、日本の農業は、中国人研修生などの単純労働力なしでは、もたなくなっていると感じます。省力化はコスト低減の一要素ではありますが、現実にはさらに、お金を出しても人を雇えないという状況が出てきているようです。この、労働力が足りなくなっているというところのポイントが、今日のご説明では少し足りなかったという感じがしました。この点について、補足説明をいただければと思います。

○吉田課長補佐 今回の大きなポイントとしまして、低コストということ掲げておるわけですが、そのうち①の課題のテーマが先端技術の活用等を通じた更なる省力化、この省力化というところの中に、人間の労力、人を減らしていくという観点も含めて考えているところでございます。実際、この中でかなり省力効果の高いものとしてキャベツの収穫機や、てん菜の播種機があるわけですが、現状では人海戦術でやっているというのが実態でございます。てん菜では、補植という作業がありまして、機械で苗を植えた後に人が一つ一つ補植をしていくような作業を入れると6、7人が必要となり、かなり集団でやられているということです。特に、北海道の畑作地域では、労働力不足の問題は実際問題として出てきており

まして、規模拡大しようにも、どうしてもこういったところがネックになってできないという現状でございます。ということで、現在の生産規模を維持するため、さらには規模拡大するためにも、こういった省力化の観点というのは、当然機械化の本懐でございますけれども、ますます重要だと認識をしております、特に1の課題につきましては、7機種を選定させていただきまして、今、強力に進めていきたいと考えているところでございます。

○納口委員 おっしゃっていることは大変よく分かります。機械を開発していった省力できる部分と、緊プロ事業などで機械開発するにはふさわしくないような、なかなか解決が難しいような手作業が残ってしまうという部分があると思います。つまり、全体のコスト低減や省力の推進という見取り図の中で、緊プロ事業などの機械開発で優先的に実施していくことと、そこでは残ってしまう部分というのを、分けて認識する必要があると思います。補足的な意見です。

○吉田課長補佐 そういった観点を当然今後もしっかり考えながら進めていきたいと考えております。たまねぎの調製装置のところですが、先ほど機械化一貫体系が比較的進んでいると説明をさせていただきましたが、実はボトルネックとなっているのが根切り、葉切りの調製のところでございまして、まさしく委員がおっしゃいましたように、全体的には、機械がはいっているのですが、一カ所でもそういったボトルネックとなって人が要るところがあれば、これは機械化一貫体系としては不十分だと見なさざるを得ないので、局所、局所の省力化ということではなくて、機械化一貫体系、体系全体を見た上で今どういうところが足りないのかという観点で、今回、議論したところでございます。今回の資料の中では十分説明できていないところもありますが、今後もこういった観点でしっかり現状を見て課題設定していきたいと考えてございます。

○富樫委員 私の方でお聞きしたいことが幾つかありまして、初めにイチゴの収穫ロボットの関係ですが、ここの目標価格帯の600から700万円程度という価格の中で、イチゴの経営を考えていったときに、ロボットを入れて、それで経営が成り立つのかというような、面積的なこと、施設の経費のこと、そういったことも考えながら、どうなのかなということで、少し経営面も含めてお聞きしたいということ。

それと、次のところの2枚目の環境の関係のところですが、スピードプレーヤーの関係で、ここの果樹の飛散防止のドリフト抑制でということで、できれば現行のSSに対してノズルを交換する、あるいはそういった方向を適正に抑制できる、制御できるということで変えていけば、現行に対してプラスどのくらいの価格によって変えていけるのかということが分か

るといいのかと思っております。

この2点を教えて下さい。

○吉田課長補佐

まず1点目のイチゴの件でございます。これは18年度の審議会の議論の中でも目標価格帯なり、これを入れることによる経営改善効果といったところは、十分に議論をいただいたところでございます。今回課題の再設定という形になりますので、私どもも再度そういったコスト計算をしております、これはいろいろな試算のやり方があるわけでございますが、一応イチゴ生産農家の平均規模が24アール程度でございます、仮にこの程度の農家が本機1台導入した場合に大体収穫時の労働時間が3分の1ぐらいに低減されるだろうと考えてございます。その労働時間は、恐らく、調製時間が次にウエートが大きいところでございますので、そちらに振り向けられるだろうということでイメージしてございます。ロボット1台の稼働面積は、大体30アールぐらいでございますので、そこまで仮に規模を拡大してイチゴ収穫ロボットを使った場合に1戸当たりの大体年間100万円程度の所得増に結びつく可能性があると考えています。また、ロボットの導入による経営改善効果だけではなくて、いろいろな副次的な効果もあると思えますけれども、そのあたりにつきましても研究開発の進行管理の中でしっかり専門家の方も入れて検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

スピードスプレーの件でございますが、実はノズルのところは部分的に市販化することも考えているということで、先ほど申し上げましたとおりノズルだけを取りかえたいという方にも対応したいと思えます。ノズルが1個当たり恐らく大体1,000円ぐらいになりますので、これを何個か付けてプラス2万円とか、1万数千円というようなコスト増で、当座のドリフト低減といったところには対応できるのかと思えます。

機械全体ということになりますと、センシングや噴霧方向、噴霧量等の適正制御、樹体センシングというところのトータルの機械ということになりますとプラス50～100万円といったところで今検討しております。農薬の使用量の低減によるコスト縮減効果などとの関係も考えながら実用化を検討したいというところでございます。

○笹尾分科会長 他の委員から、いかがですか。

○小田林委員 まず、基本方針の制定が概ね5年に一度の改定ということで、この中で今回開発期間を5年から3年に短縮するということですが、短縮は非常にいいと思うのですが、5年に一度の改定と、3年という、そのところの期間の違いというのは、どういうふうにしていくのか。

○吉田課長補佐

従来からも、先ほど18年に途中3課題入れかえたという話でしたが、5年の基本方針の開発期間内に終了したものはそのまま放っておくのではなくて、当然入れかえという形を随時やってきたところでございます。基本方針というのは、5カ年の長期的なビジョンとお考えいただいて、その中で個別の機種については、時々的情勢に応じてビジョンの中で入れ替えていくということを考えてございます。ということで、今回当座3カ年で研究は終了するのですが、例えば2年で終わったものがありましたら、その段階でまたニーズを見て必要とあれば機種を入れかえるということもやっていく必要があろうかと思えます。

例えば、今やっている機械の中でも、高精度中耕除草機につきましては、来年なり再来年ぐらいまでには恐らく開発が終了するだろうという目処も立ってございます。この辺については、一つ枠ができるというイメージもありますので、時々的情勢に応じて、また現場のニーズなどを常に把握して、今の重大项目、コスト縮減で、かつ①または②の項目の中で必要なものがあれば、基本方針の一部改定をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小田林委員 では、具体的に、対象機種の中で幾つかお聞きしたいと思います。まず、イチゴの収穫ロボットですが、今までもこれは開発に関してやってきていると思いますが、今までの進捗状況から比べて、3年ぐらいで市販機ができるような状態なのかどうか。

それと、高設栽培を想定していると思うのですが、現在の土耕栽培、高畝栽培、そちらにも対応できるような形では考えているのかどうか。

(ウ)のたまねぎ調製機に関して、この図で見ますと定置式のようなのですが、どの程度の規模の大きさ、処理能力、共同で使うようなものなのか、個人的に使うようなものの開発なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それと、2の(ア)果樹用飛散制御の防除機、この価格帯というのは、どの大きさを示しているのか、お聞きしたいと思います。

○吉田課長補佐 では、一つずつご説明申し上げたいと思います。

まず、1つ目のイチゴ収穫ロボットでございますが、これは平成18年からスタートしまして、今2年目が終わったところですが、5カ年計画の当初3カ年は、コンペ的に各社に競争していただいているところです。今、生研センターとプラス3社でやられております。20年度中に、方式の絞り込みを行って、残り2年なり、2年半ぐらいで最後の製品開発に向けて仕上げてまいりたいと考えております。今のところの進捗状況ですが、三者三様でございま

すが、おおむね順調に進んでおると理解しているところでございます。あとは、最終的な製品のところでどういった果実に対するアプローチ方向にするのかや、販路の部分については、どういう形状にするのかというところの詳細の詰めを今年の中で検討していくということでございます。

今後残された課題といたしましては、ロボットの足周り等、そういったところをどうするかというのは、実は検討がまだ十分進んでいないところでございます。そういったところについても今後早急に現場の動きや、同時並行で農林水産技術会議事務局でイチゴの収穫ロボットシステムという全体の開発も進めていただいております、そういったところのマッチングというようなものも見ながら、機械全体の構成といったもののコンセプトの部分をしっかり詰めてまいりたいと思います。今後プロジェクトチームを発足させて、現場の意見を十分踏まえつつ、また関係者の意見、栽培の関係者の方々の関係者の意見を十分踏まえながら、機械を仕上げてまいりたいと思っております。

土耕栽培への対応でございますが、今、高設栽培が急速に伸びてきておまして、今後はさらに増えるだろうと予測されております。こういったロボットシステムですが、今あるものに入っていくというイメージよりは、規模拡大も含めて新しい生産にチャレンジしていくという方が主なターゲットではないかと考えておりますので、まずは高設栽培をターゲットに開発を進めていきたいと考えてございます。

たまねぎの調製装置に関してでございますが、委員ご指摘の点については、どうするかといったところが非常に難しいところでございます。この課題選定に先立って、いろいろな現場の状況を聞いている限りでは、二、三戸ぐらいの共同利用という形がイメージ的には最も妥当かということで試算はしております。ただ、これこそプロジェクトチームでしっかり検討していくものであって、産地の育成なども含めて、現場がどういう産地を作りたがっているのかというところとあわせて、機械能力なりをジャストフィットさせたいと思っております。そういった面で、どこの産地と組むかといったところによって、この辺の規模というものは若干の幅があるのかなと考えてございます。

スピードプレイヤーの規模でございますが、タンクの大きさが大体600リットルぐらいの規模ということのをベースに考えています。ただこれは基礎技術そのものは大きさによるものではないので、ある程度大型で、そういった環境に配慮した農家の方々に受け入れられるのであれば、市販機の幅を大きくしていくということは十分可能かと思っております。ただ、一方でかかり増しの経費の部分がございまして、小型のもので、かかり増しの部分が十分経営とし

てペイできるのか、成り立つのかというようなものもありますので、その点はメーカーと製品ができた段階でじっくり意見交換しながら進めてまいりたいと思っております。

○小田林委員 もう一つ、(エ)の玄米乾燥調製システムですが、ライスセンター等でのものでしたら分かるのですが、個人の乾燥、その場合にこういう方式だと、確かに燃料は減るのでしょうか、使う燃料、乾燥機自体が二回使うような形で、果たしてうまく機能するのかというのが考えられるのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○吉田課長補佐 これも委員おっしゃるとおりでございますが、ただ、これは冒頭説明しましたように、今の循環式乾燥機の基本構造の中で発想を進めても、これ以上の省エネ化というのはなかなか難しいだろうということで、新しい発想という形で今回のこのパターンを検討しているところでございます。規模でございますが、とりあえず個人用の乾燥機というよりもライスセンタークラスで当座機械としては仕上げていきたいと思っております。ポイントは、乾燥をやった後脱ぶして、また乾燥機に戻すという、ハンドリングの部分で、玄米を傷をつけてはいけないわけでございますが、そのあたりのソフトハンドリング的な手法といったところが、大きな開発要素になるのではないかと考えております。応募のあった乾燥機メーカーと十分技術的な詰めを今後進めてまいりたいと思っております。

○児玉委員 キャベツの収穫機ですが、以前もこの分科会で、加工用ではないのかもかもしれませんが、農家からは余り使い勝手がよくないということで、緊プロの普及台数でも、35台と、低迷しているようですが、今回またこのようなキャベツの収穫機が出てきたのですが、以前は余り実需から望まれなかったようですが、その辺の改良点や、普及台数をどの程度見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○吉田課長補佐 ご指摘のとおり、今、緊プロで開発したキャベツ収穫機というものが、なかなか現場に入っていない状況でございます。その理由の一つといたしまして、既存の生食用の産地に手収穫にかわってこのキャベツ収穫機を入れようとした場合に調製の精度でありますとか、選択収穫ができないというようなところのギャップをなかなか埋められなかったという反省が関係者の総意でございます。

今回ターゲットに置いておりますのは、とりあえず北海道の大きな産地でございますが、新興の産地でございます。実は、既に既存のキャベツ収穫機が使われている産地でございますが、そこの方々からもう少し能力をアップしてくれという強い要望がございます。ということで、これは栽培技術とあわせて、機械についても加工・業務用にあわせた新しい発想での機械開発をしていこうというイメージでございます。今までどちらかという、腫れ

物に触るようにそっとキャベツをつかんで、きれいに切り取ってということのをベースにやっていたのですが、今回は2条分のキャベツを刈り取っていくというような発想の機械を開発したいと思っております。

値段につきましても、現行のものが約300万円ぐらいなので、プラス100万円なり、200万円弱ぐらいまでで抑えたいと思っています。

普及台数ですが、将来的にはこういう産地がこれだけ増えていって、何百台ぐらい売れるだろうという試算はできるのですが、なかなかそれを全面に押し出すことは現状では妥当ではなかろうということで、既存の北海道の加工・業務用の産地にまずしっかり入れていく。その産地をプロジェクトチームを中心に盛り上げていって、既存の産地をそういったところに連れていって見ていただくことによって普及台数も伸ばしていく。そのようなイメージで今回取り組みたいと考えているところでございます。

○笹尾分科会長 ということは、継続ではなくて、考え方を改めて新たに、新規ということでの取り組みですね。

○吉田課長補佐 機械のイメージとしても全く別の機械ということで、考えてございます。

○納口委員 そういう意味では資料の作り方が、アウトプットではなくて、アウトカムだとおっしゃりましたが、そこがちょっと見えにくい。限られた時間の説明なので仕方がないのかもしれませんが、例えば、普及台数で何台といわれても、それが何を意味するのか私どもよく分かりませんし、できればそれがどういうところを狙ったものなのかや、どういう効果を持つものなのかということ意識して、資料を作っただけであれば大変ありがたいと思います。

○平林委員 先ほどの農作業の安全、あるいは流通体制の整備というところですが、商売をやってみて分かるのですが、トラクターの事故というのは、どういう状態かということよりは、大体トラクターの耐用年数がとっくに切れて、30年、35年くらい使っている農家の人が大半だと思うんです。特に、ブレークのライニングなど、もう30年、35年というメーカーは作っていないわけなんですけど、非常にそういう危ない状態で、完全に使っては駄目だということにも係らず使っている農家の方が大変多いと思うんです。そういうことで、SSにしてもそうですが、耐用年数がどのくらいで切れるか、切れないかということ、よく分からないことで、多分そういう古い機械で事故が多いということがあるものですから、長期利用の観点から定期点検の実施とありますが、ここに一項目、ぜひ定期整備点検あるいは定期点検整備、整備というのを強く入れていただければ、古いのを使っている方にお話しできたり、何かア

ドバイスできるかと思いますので、できたら整備という言葉を入れていただきたいと思います。

○笹尾分科会長 今の点はどうでしょうか。答申の中に入れるということで、事務局はいかがですか。農閑期の定期点検の実施というところで、強く入れておく。

○吉田課長補佐 新旧対照表の2-2の5ページを見ていただけますでしょうか。5ページの左側の欄の改定案の左側の方でございますが、その4の(4)のところの記述がそれに該当するところございまして、今回新たに点検整備というのを追加したのですが、これまでもこういった記述をしております。

○平林委員 資料2-1の4-4の長期利用の観点からの定期点検のところへも、もしできたら整備を入れていただきたい。

○吉田課長補佐 分かりました。では、今後対外的にPRする際には点検整備というのを間違いなく入れるということで対応させていただきたいと思えます。

○笹尾分科会長 それでは、大分ご意見をいただきましたが、時間も押し迫っておりますので、このあたりでご意見をまとめたいと思えます。今の平林委員のご意見に事務局のような答えを含めて、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件につきましては、諮問どおりにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○笹尾分科会長 それでは、農林水産大臣より諮問のありました高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件につきましては、諮問どおりで差し支えないということで答申いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○吉田課長補佐 ご検討ありがとうございました。いただきました答申をもとに、今後パブリックコメントという手続を経まして、できれば今月下旬以降に大臣告示という形で公表させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

○笹尾分科会長 それでは、3つ目の議題でございますが、平成20年度において型式検査を行う農機具の種類についてでございます。この議題につきまして、当審議会への諮問がございます。事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

○藤井課長補佐 それでは、ご説明申し上げます。

資料の順番が逆になって申しわけないですが、まず資料3-3をご覧くださいと思えます。今回審議いただく農機具の型式検査、これはどういうものかということをご説明したいと思います。

型式検査というのは、農業機械化促進法に基づいて実施される検査ではございますが、強制ではなくて、メーカーの依頼により行われる任意の検査という形になっております。

目的といたしましては、1の(2)に書いておりますように、農機具の作業能率、作業精度、安全上の構造、長時間使用した場合の耐久性、そういうものを含めて普及を促して、もって農業経営の改善に資するという目的になっております。

これの取扱いに関しまして、法律にどういうふうに位置付けられているかというのを資料3-3の4ページ、参考1に書いておまして、その中で、アンダーラインを引いておりますが、まずこの法律の規定により農機具の検査を行うという形になっております。

第7条におきまして、農林水産大臣は毎年度、当該年度において型式検査を行う農機具の種類を定めて公示しなければならないということで、型式検査の対象機種について毎年度定めるという形になっております。

一番下の意見聴取第14条のところで、その型式検査の対象機種を定めるに当たって農業資材審議会の意見を聞かなければならないと定められておまして、本日もご審議いただくということになっております。

型式検査の対象機種の考え方ですが、資料3-2をご覧くださいと思います。資料3-2の頭のところに、平成20年度において型式検査を行う農機具の種類を選定の考え方ということで整理しておりますが、そもそも現在、10機種の農機具が型式検査の対象機種と定められております。この選定基準というのが、平成6年の本審議会の前身であります農業機械化審議会検査部会というところで対象機種選定の考え方が整理されており、中身といたしましては、全国的に広範囲にわたり相当程度普及しているものや、今後普及する見込みのあるもの、国の助成事業の対象になっているもの、そういう要件をもとに選定をさせていただいているところでございます。

そういう基準で選定してきておりますが、平成19年から20年にかけて、その機械の普及状況や、新しい機械が導入されて大々的に普及したか、そういう状況を考えますと、特段の変更はないと考えまして、20年度におきましては19年度と同じ10種類の農機具について型式検査の対象機種として定めさせていただきたいと考えているところでございます。

それで、資料3-1でございますが、そういうことで農業資材審議会に対する諮問ということで整理されておまして、本日付で第14条第1項の規定に基づいて定める平成20年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件につきましては、別紙に書いております10機種のとおりでいいかどうか、本日も諮問させていただきたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹尾分科会長 それでは、諮問のありました「平成20年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件」につきまして、ご審議いただきたいと思います。まず、ただいまの説明につきまして何かご質問ございますでしょうか。

○小田林委員 1点だけお願いします。資料3-2の3ページに、特定高性能農業機械についてということ載っておりますが、その一、車輪式の乗用型トラクターであって云々というふう書いてあるところと、資料3-1の平成20年度において型式検査を行う農機具の種類の中の農用トラクター（乗用型）、ここには車輪式または走行部がゴム製の装軌式のものに限ると載っております。この整合性については、どういうふうに見たらよろしいのでしょうか。

○藤井課長補佐 対象機種につきましては、一つの要件として特定高性能農業機械として政令で定められているものというのがありますが、それ以外に、最近ゴムクローラー型のトラクターの普及率も非常に高くなってきているということで、型式検査の対象機種としては、車輪式だけではなくて、ゴムクローラータイプ、そういうものを含めて対象機種としているという状況でございます。

○小田林委員 では、これはイコールと見てよろしいということですね。

○笹尾分科会長 その機種も含めるということですね。

他にご意見ございますか。

特にないようでしたら、これは19年度と機種は同様ということで、この案をお認めいただけますか。

（「異議なし」の声あり）

○笹尾分科会長 それでは、平成20年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件につきましては、案のとおりとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、農林水産大臣に諮問どおり差し支えないという旨を答申いたします。

以上で、本日予定しております議題は終わりですが、ほかにその他ということ何かございましたら委員の方からご意見をいただきたいと思います。

○鈴木委員 先ほど基本方針につきましては、原案どおりの答申ということでありましたが、その実行に当たっての要望ということでお願いをしたいと思います。

流通体制の整備の中で、リースとレンタルについての項目がございますが、特に、リースあるいはレンタルについては、非常にニーズが高まっていると認識をしております。この中

の一つのリースにつきましては、私ども全農として事業主体となりまして担い手経営展開支援リース、こちらの事業主体としてやっております。また、私ども全農として、農業機械あるいは園芸施設をリースで導入したときには、独自に助成をするという制度も作って、非常に普及をしてきているわけですが、この担い手経営展開支援リース、19年度につきましては、申し込み件数が非常に多くなりまして、当初予定されていた助成に対して支給率が24%という形で、実際には4分の1しか助成ができなかったという状況になりました。20年度については予算枠拡大をしていただいておりますが、それでも19年度のような形になった場合には、当初想定している助成ができないのではないかと不安を抱えております。そういったことから、申し込みが非常に多かった場合、またそれに対しての補正等の措置も含めまして、機敏な対応をお願いしたいというのが一点でございます。

それから、レンタルにつきましては、私どもも平成20年度からレンタル事業について実証事業として取組んでいきたいと考えております。ただ、今いろいろ整理をしておりますと課題がたくさんございまして、これから実施に当たっては、いろいろまた相談をさせていただきたいと思っておりますが、一つ、レンタルをする場合には安い料金で借りていただく、またそれを事業として成り立たせるためには、どうしてもレンタル機を使った機械を途中できちんと中古として流通させないとレンタル事業は成立しないだろうと思います。建機などでは、中古としての建機を海外に輸出する、そういったことで事業として成り立つということ、農業機械についての中古市場というのは、きちんとした中古市場ができておりませんので、そういったところの整備につきましても格段の取組みの強化をお願いしたいという、以上でございます。

○鳩山生産技術課長 今、全農さんからお話いただいたこと、大変重要な点だと思います。1点目のリース、これは昨年導入しました水田・畑作経営所得安定対策、特に集落営農等に伴いまして、当初の予想よりも大分多く申し込みがありまして、水田・畑作経営所得安定対策として産地での取組み体制を整えていくことに即した非常にいい傾向ではないかと思っております。ただ、残念ながら予算額が当初予定したものよりも相当多くの要望が寄せられたということがありましたので、20年度は予算を拡大しましたが、こうした各産地でのニーズを見て、我々も今後対応していきたいと思っております。これは経営局の事業でございますが、我々としても非常に重要に考えてございますので、よく連絡を取り合ってやっていきたいと思っております。

それから、2点目のレンタルの話、これは平成20年からの実証事業ということでございますが、最近、建設機械等で既に相当レンタルが普及しているところもある。公共事業の削減

等に伴いまして、ゼネコン等におきましても、特に中小企業のところで、必ずしも自社で建機等を、特に特殊な用途の建機を保有するのがコスト的に合わないのではないかということで、大手メーカーを中心にしたレンタル網も発達してきております。そういうものも横ににらみまして、農業機械でもどういう形でレンタルがあり得るのか。建機の場合と違いまして個々の産地が対象ですし、それから産地が競合するようなところもございます。他方、ある程度広域に展開し、作期を分散して作業期をバッティングしないような形でやれるのではないかという、いろいろな可能性もあると思います。ということで、我々も非常に重視して、こういうものを何とか活用していき、また支援をしていきたいと思っております。

そういう意味で、お話のあった中古市場の整備、これは大変大事だと思っています。北海道を中心にしまして中古農機の情報がインターネット等でかなり広範に使われている例もございますが、この場合一つ我々として考えておりますのは、安全性の重視ということも中古の場合考えていかなければいけない。本日、事故情報の収集の話がございましたが、やはり中古で、例えばトラクターで安全フレーム、安全キャビンがないものということになると死亡事故の比率が非常に多くなってきますので、その辺、後付けというのは、なかなかできないという話や、コスト的にできにくいという話も聞いておりますので、安全性確保が必要なものは、そういう点も留意しながら、中古農機の市場を考えていきたいと思っております。

全農さんのご質問に合わせてということではございませんが、先ほど納口先生からお話のありました労働力の関係、これは本日の本題ではございませんが、実は我々の本日の基本方針案にも、本当にごくさらった形でございますが、作業委託の活用等を通じた効率的な機械利用体系の構築という文章を一文入れさせていただいていることがございまして、今後高齢化や少子化などいろいろ進んでいく中で、中国人研修生の問題もございますが、これからどういう機械を開発するかということと並びまして、各産地でどういう形でこれを利用していくことができるのか。特に、各農家なり、生産者団体が自前で全部機械を整えるという時代ではなくなっているのではないかということで、従来は作業受委託という、さらった形で一口にひっくるめられていたわけなのですが、さまざまな農業関連のサービス提供ということに参入されている地方の建設会社等の方とか、いろいろ出てきておりますので、そういうところの方も活用していただいて、例えば、この部分は自前ではなくて他に頼もうとか、そのような形で最適の経営判断、コスト低減の判断ができるような体制を作っていく。これは機械の開発と並んでそういう利用面、産地で整備していくことは、非常に大事かと思っております。

○富樫委員 お願いがあるのですが、やはりこういった機械の普及を図っていくに当たりまして、やはり現場の状況というのを、現地での様子というのをしっかりと、例えば、イチゴでは、圃場条件あるいはハウスの中の畝の高さにしろ、高設にしろ、メーカーによってかなり違うんです。平田のものであるものと、苗が動くようなものというのと、いろいろとありますから、機械開発に当たっては、そういった現場の状況、現地実証なり調査なり、そういったことをしっかりしていただきたいと思っています。刈払機の振動の調査をたまたま昨年させていただきまして、実際に取っ手の位置はよくないとか、あるいは傾斜の所をやろうと思ったら手を放してやりたいのに手を握っていないとモーターの回転が合わないとか、そういうようなことがありますので、実際にいろいろな条件のある現地で使ってみたという状況と、試験場や一定の場所での調査というのは、かなり違いますので、そういったことでの普及を図る意味で、現地での調査をぜひお願いしていただければと思いますので、よろしく願います。

○吉田課長補佐 緊プロ事業を3期進めてきておりまして、今回4期目のステージになるわけですが、現場の意見をしっかりと聞くことが重要だというのが、我々の経験として蓄積されてきております。先ほどモニター調査の事例を言っていたのは、これは実は3期目の途中からそういう背景を踏まえて取り入れた仕組みでございます。4期目以降も当然今までやった経験上よかった、モニター調査みたいのところや、現地実証といったところは、さらに強化してまいりたいと思います。プロジェクトチームの推進活動の中で、今後は実際それを経営の中に取り入れていくということを前提にした人の意見、生きた意見を開発に反映していくなど、そういった運用面の改善も図りながら、委員ご指摘のような視点で開発を進めてまいりたいと思います。

○笹尾分科会長 それでは、時間も過ぎておりますようですから、本日の分科会は終わらせていただきたいと思います。

それでは、司会を事務局へお返しいたします。

○鳩山生産技術課長 本日は大変熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。笹尾分科会長を初め各委員の皆様方に、昨年5月の分科会でご議論を始めていただきまして以降、ご多忙中にもかかわらず何回もお集まりいただきまして、毎回非常に貴重なご意見、アドバイスをいただきまして、本当に厚く御礼を申し上げます。今後もこの中間整理に基づいて各般の施策を推進してまいりますし、それから今回ご議論いただきました基本方針に沿いまして農業機械化対策、非常に広範な対策でございますが、力を挙げて推進してまい

りたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、本会の会合におけるだけでございませんで、その他の時にも引き続き貴重なご意見を随時承りたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、誠にありがとうございました。

○藤井課長補佐 最後に、事務的なご連絡になりますが、本日の会議に提出させていただいた資料につきましては、これまでと同様、農林水産省のホームページに即日載せさせていただくこととなります。また、ご発言いただいた議事録につきましては、各委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者のお名前とともに公表させていただくということになっておりますので、その点についてもよろしくお願ひいたします。

それでは、本日はこれで散会といたしたいと思ひます。どうもありがとうございました。